



鳥評委第3号

平成28年1月25日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県公共事業評価委員会
会長 小林一



平成27年度公共事業の再評価について（答申）

平成27年9月10日付けで諮問のあった下記1の再評価事業2件について、下記2のとおり答申します。

今回の2事業のみならず、今後の公共事業の実施においても十分留意し、効率的・効果的に事業を執行されるよう期待します。

記

1 審議した再評価事業

(1) 国道181号（江府道路）道路改築事業（江府町）

(2) 県営農業用河川工作物応急対策事業（倉吉市）

2 方針及び計画の妥当性ならびに審議の概要等

(1) 国道181号（江府道路）道路改築事業（江府町）

継続・ 休止・ 中止等 の方針	継続
事業の 概要	当該路線は、鳥取県江府町から広島県三次市に至る全長約90kmの地域高規格道路「江府三次道路」の一区間であり、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道米子自動車道と併せて循環型ネットワークを形成する路線である。 江府町武庫から佐川の当該区間は、JR伯備線と日野川に挟

	<p>まれており、近接する踏切や線形不良に起因する交通事故や渋滞が発生している。これらの問題を解消するとともに、異常気象時の事前通行規制区間を回避するバイパスとして、平成34年度の完成を目指して整備中の事業である。</p> <p>(延長 L=4,065m、幅員 W=6.5 (9.5) m、事業費 119 億円、H26 末進捗率 15.5 %)</p>
審議の概要	<p>本事業については、将来交通量の見直しに伴う費用便益比の再算定について検証を行った。また、交通事故減少や事前通行規制区間解消等の効果について審議し、更に5年前の前回評価時と比較し、社会経済状況にあまり変化が見られないことを確認した結果、継続が妥当と判断した。</p>

(2) 県営農業用河川工作物応急対策事業（倉吉市）

継続・休止・中止等の方針	継続
事業の概要	<p>羽合堰は 490ha の農地をかんがいする重要な取水施設であるが、経年劣化による堰体等の損傷が著しく、洪水時に河川堤防の決壊を招く恐れがあるため、緊急に補修等の改善措置を講じ、農業用水の安定供給を図るとともに、堤防決壊による用水路流域の人家、工場、公共施設に及ぼす浸水被害を未然防止するものである。</p> <p>(堤体補修 L=254m、土砂吐樋門補修一式、事業費 3.4 億円 H26 末進捗率 73.5 %)</p>
審議の概要	<p>本事業については、事業を実施することによる受益が、農業分野だけでなく一般社会や広い地域に及ぶという考え方で整理されており、當農経費節減や災害防止等の効果と、総費用の内容を審議して、費用便益を確認した結果、継続が妥当と判断した。</p>